

保育所・保育士による地域の子育て支援

令和3年10月25日
厚生労働省子ども家庭局保育課

論点

- 地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。
- その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を活かした支援としてはどのようなものが考えられるか。

対応の方向性

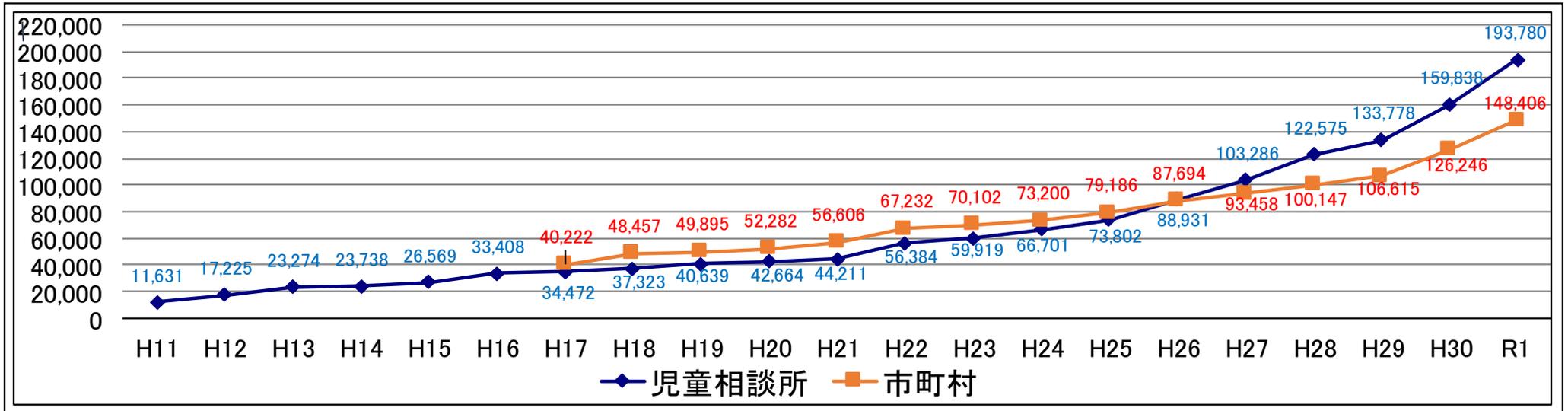
- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、児童虐待対応件数も年々増加しており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。特に、虐待死に至るケースについてみると、0～2歳の乳幼児でその割合が高くなっている。
- 一方、待機児童は着実に減少しており、令和3年4月1日時点で、全国の市区町村のうち、約82%の市区町村においてはゼロを達成している。
- こうした中、保育所が今後とも地域の重要な社会資源として子育て支援に大きな役割を果たしていけるよう、**保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者に対して支援を行う枠組みを構築する。**
- 特に、**0～2歳の乳幼児やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることも多いことから、地域の中での保育所の知見や経験を活かした子育て支援が大きな役割を果たすことが期待できるのではないか。**

児童虐待相談対応件数の推移、虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料より

- 児童相談所や市町村における虐待相談対応件数は年々増加しており、令和元年度においては、児童相談所の児童虐待相談対応件数が193,780件、市町村の児童虐待相談対応件数が148,406件であった。
- 児童相談所や市町村において虐待相談として対応した子どもについて、小学校入学前である割合は4割～5割程度となっている。また、小学生である割合も3割～4割程度である。

児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県等を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所および市町村において虐待相談として対応した子どもの年齢構成の推移(左が児童相談所、右が市町村)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)
平成30年度	32,302(20.2%)	41,090(25.8%)	53,797(33.7%)	21,847(13.7%)	10,802(6.8%)	159,838(100.0%)
令和元年度	37,826(19.5%)	49,660(25.6%)	65,959(34.0%)	26,709(13.8%)	13,626(7.0%)	193,780(100.0%)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	12,280(21.7%)	15,981(28.2%)	20,268(35.8%)	6,220(11.0%)	1,857(3.3%)	56,606(100.0%)
平成22年度	15,330(22.8%)	18,716(27.8%)	23,358(34.7%)	7,292(10.8%)	2,536(3.8%)	67,232(100.0%)
平成23年度	15,803(22.5%)	19,112(27.3%)	24,579(35.1%)	8,047(11.5%)	2,561(3.7%)	70,102(100.0%)
平成24年度	16,677(22.8%)	19,738(27.0%)	25,667(35.1%)	8,227(11.2%)	2,891(3.9%)	73,200(100.0%)
平成25年度	17,915(22.6%)	21,027(26.6%)	27,568(34.8%)	9,153(11.6%)	3,523(4.5%)	79,186(100.0%)
平成26年度	20,528(23.4%)	22,998(26.2%)	29,805(34.0%)	10,419(11.9%)	3,944(4.5%)	87,694(100.0%)
平成27年度	22,074(23.6%)	23,828(25.5%)	31,516(33.7%)	11,330(12.1%)	4,710(5.0%)	93,458(100.0%)
平成28年度	23,159(23.1%)	28,663(28.6%)	32,823(32.8%)	11,524(11.5%)	3,978(4.0%)	100,147(100.0%)
平成29年度	25,357(23.8%)	29,920(28.1%)	34,527(32.4%)	12,162(11.4%)	4,649(4.4%)	106,615(100.0%)
平成30年度	29,670(23.5%)	36,778(29.1%)	40,810(32.3%)	13,666(10.8%)	5,322(4.2%)	126,246(100.0%)
令和元年度	33,814(22.8%)	42,820(28.9%)	48,812(32.9%)	16,450(11.1%)	6,510(4.4%)	148,406(100.0%)

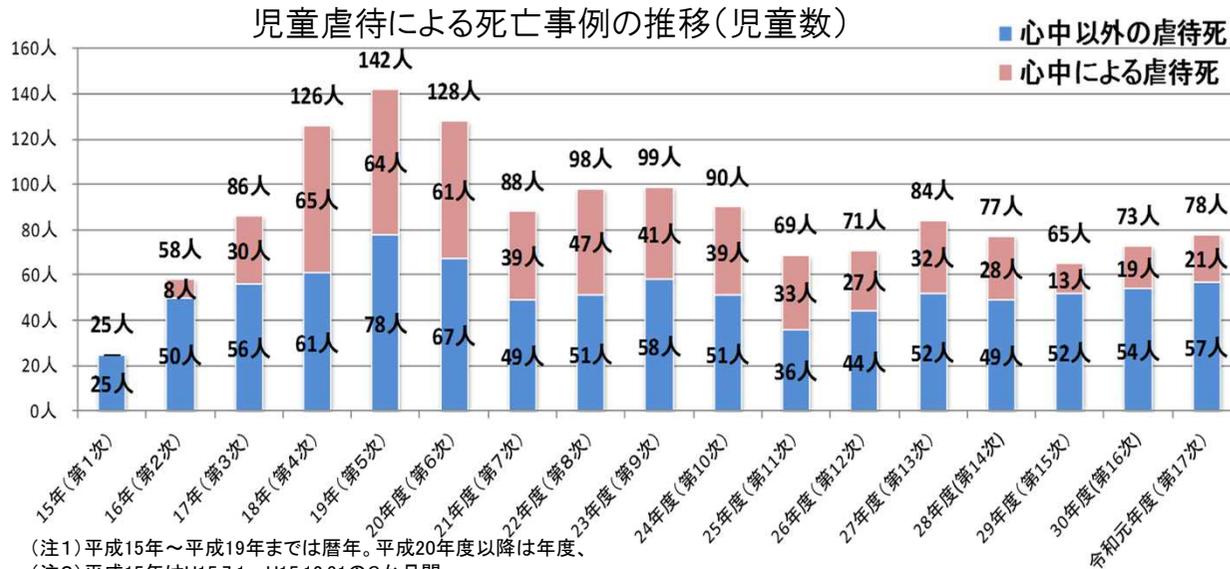
※市町村の平成22年度は、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】2

児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

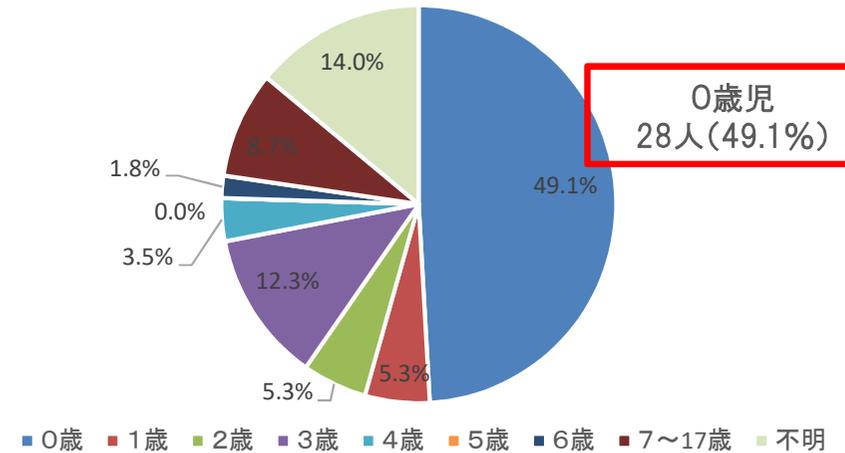
令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料
より数値等更新

- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。(令和元年度心中以外の虐待死は57人)
- 年齢別でみると、
 - ・ 0歳児が最も多く(令和元年度心中以外の虐待死 49.1%)、そのうち月例0か月児の死亡は39.3%であった。
 - ・ **2歳児以下の割合は約6割**(59.7%)を占めている。



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、
(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、
(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

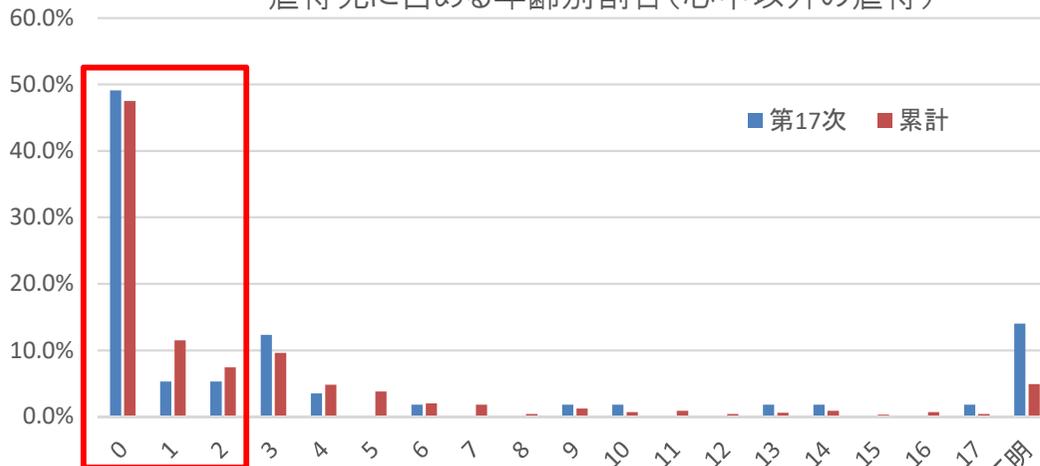
死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

区分	第16次						第17次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%	11 (2)	39.3%	39.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%	4 (3)	14.3%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%	5 (5)	17.9%	71.4%	2 (0)	50.0%	50.0%
3か月	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%	3 (1)	10.7%	82.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	1 (0)	25.0%	75.0%
5か月	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
6か月	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
7か月	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%	2 (1)	7.1%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
8か月	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
9か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
10か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	2 (2)	7.1%	96.4%	0 (0)	0.0%	75.0%
11か月	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%	1 (0)	3.6%	100.0%	1 (1)	25.0%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%	28 (14)	100.0%	100.0%	4 (1)	100.0%	100.0%

虐待死に占める年齢別割合(心中以外の虐待)



令和3年4月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日公表

① 待機児童の状況

待機児童数：5,634人

(対前年▲6,805人)

※調査開始以来、
3年連続で最少

- ・ **8割超**の市区町村（1,429）で待機児童を解消
- ・ 待機児童数が**50人以上**の自治体は**20自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

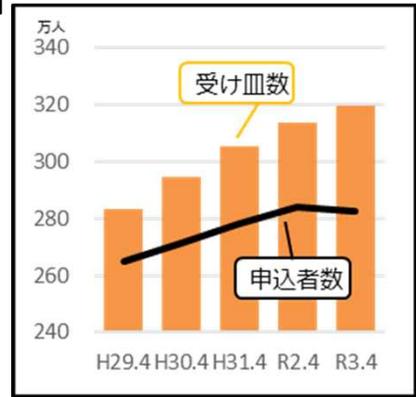
	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R3年度	1,429	292	16	4
	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%
対前年	88	▲ 33	▲ 37	▲ 18
R2年度	1,341	325	53	22

② 待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・ **保育の受け皿拡大**に加え、
- ・ **新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え**

が考えられる。



③ 女性就業率の推移

- ・ **令和2年は減少**しているが、
- ・ **令和3年は再び上昇**

⇒ 今後、**保育ニーズ（申込者数）も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

	女性・25~34歳			女性・35~44歳		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
1月	0.5	0.8	1.7	0.9	0.8	0.1
2月	1.0	1.4	0.1	1.4	▲ 0.1	▲ 0.3
3月	0.6	1.7	0.4	0.6	▲ 0.5	0.5
4月	▲ 0.6	1.0	1.4	▲ 0.4	▲ 1.7	1.8
5月	0.6	1.3	0.8	▲ 0.1	▲ 1.2	1.2
6月	1.5	0.2	2.2	2.4	▲ 2.0	0.5
7月	1.6	▲ 2.2		1.2	▲ 1.5	
8月	2.1	▲ 2.1		1.0	▲ 1.4	
9月	1.3	▲ 2.4		1.5	▲ 0.5	
10月	1.3	▲ 0.9		1.8	0.7	
11月	1.1	2.5		2.1	▲ 0.6	
12月	1.9	0.8		1.2	▲ 0.3	

※ なお、子育て安心プラン（目標：H30-R2の間で32万人分）の受け皿拡大量（実績）は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

- **新型コロナウイルス感染症の終息後**を見据え、令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。
- その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペース**などあらゆる子育て資源を活用する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（見込み）

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人

	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	1.9万人	1.1万人

4か年合計	新プラン目標
14.2万人	約14万人

構成員からの主な意見

<地域の子育て支援における保育所・保育士の役割について>

- 地域福祉のネットワーク全体を見渡すマネジメント機能はどこかが担わなければならないが、それをどこが担うのか、保育所なのかどうか、どういう専門性を持つ人が担うのかということ、今あるものを整理しつつ、議論する必要があるのではないか。
- 地域の子育て家庭の相談・支援の対応を行う機関として、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の整備が進められている中、保育所等の役割をしっかりと位置付けて、子どもの育ちを連続的に支援していく必要がある。
- 子育て支援者と親子の間をつなぐ子育て支援コーディネーターとしての役割を、子育て支援センター的役割を担う保育所の中堅以上の保育士が担うことで、保護者は個に合った子育て支援サービスを安心して利用することにつながる。
- 孤立しやすい家庭ほど、支援の場に赴くのが難しく、支援事業が縦割りになっている実態も問題である。地域の子育て家庭に対して、継続的かつトータルなサポート体制が必要であり、その中で保育所の役割や専門性の活用を考えていく必要がある。母子保健分野で自治体が行っているブックスタートの取組などもあるが、そこに保育所・保育士の専門性を活かしていくということもあるのではないか。
- 子育て支援や母子保健事業など現存する様々な仕組みについて、今後どのように連携をとって活かせるかをいったん整理する必要がある。
- 子育てに関する知識はエビデンスがいろいろと出ており、その普及などの点で保育所・保育士の役割は大きいですが、地域の下請けのように使われるべきではなく、保育所と地域の双方にとって必要と感じられるようにすることが必要。子どもの意見をどう反映していくか、子ども一人一人を市民として認めて参加できるようにするということ、保育所・保育士の役割は、今後非常に期待される。

保育所・保育士による地域の子育て支援

構成員からの主な意見（続き）

<保育所による地域の子育て支援について>

- 保育所は、最も身近な児童福祉施設として、より多機能化が必要。施設活用の促進として、関係団体と連携しつつ、情報提供だけでなく、多世代交流の場としても必要になってくる。一般の保護者や地域に対しては、ICTを活用してより積極的に啓発や情報提供を行えるのではないかと。また、保育所保育指針において、地域の子育て家庭への支援についてより具体的に記載することも考えていく必要があるのではないかと。
- 保育所による地域の子育て支援について、一部では多機能化したセンターとしての役割を果たしており、こうした事例の収集・整理等により、全国的な展開を模索すべきである。
- 就労の有無に関係なく保育サービスを使えるようにすることや、オンラインによる支援も考えられる。
- 地域で保育の少資源化がやむを得ない中で、保護者の不安を軽減してくれる人が必要であり、利用者支援専門員が拡充され、様々な機関と連携が図られることが重要である。保育所の中に地域子育て支援拠点があれば、利用者支援専門員を置くことも可能であり、一つの道筋としてあるのではないかと。
- 通常保育と子育て支援サービスを別々に運営するのではなく、子育て支援サービスを通常保育につなげて実施することで、地域で子育てをしている親子が保育所保育に足を踏み入れるきっかけとなる。
- 国庫負担によって設置された保育施設の目的外使用が難しく、地域福祉全般に認めてほしいとの要望があるので、それに関する指針を国として提示していただきたい。
- 子育て家庭の孤立について、保育施設も当然関与していく必要があり、0～2歳の保育に欠けない家庭や、更には周産期における母親への関与も含めて必要なのではないかと。ただし、子育て家庭への支援は、現状では、公定価格上もほとんど評価されておらず、人材・資金面でも余力がない。
- 高知県では、保育所を地域の交流の場所として提供し、園庭の開放、子育て支援、未就園児と就園児の交流などに一定以上取り組んでいただけたところへ財政支援などを行っている。6年前にこの事業をスタートしたが、まだ県内は20か所にとどまっており、やはり課題は、日々の本来業務であったり、人材確保がとにかく難しいという点である。
- 地域の中で子育てについて求められていることを全て保育所で行うことはできないと考える。地域の子育て資源の連携によるネットワークは必要であるが、保育所が全ての機能を集約してワンストップ窓口としてネットワークの中心的役割を担っているような先進事例を全国一律に展開できるとするのは幻想である。
- 支援の方法は一つの方向性だけでなく、地域によって異なる。保育所が中心になって行うところもあれば、保育所と他の機関が連携して行うところもあり、大きな支援センターのようなところで全てを支援して行くような仕組みもあるかもしれない。いずれにしても、その地域で最も良い選択がなされるよう、自治体や国が支援をしていくことや地域が主体性を持って取り組む仕組みを作ることが、今の問題を改善していく一つの方法である。
- 地域によってニーズや状況も異なるので、同じものを全国で統一的に進めていくのではなく、地域の実態に合わせた仕組みを考えていく必要がある。

保育所・保育士による地域の子育て支援

構成員からの主な意見（続き）

<保育士の専門性を活かした支援について>

- 保育所で全て賄うのではなく、子育て支援の関係者のそれぞれの専門性を活かして、どう連携していくかという観点が重要である。
- 保育士に全てを背負わせ、スペシャリストとしての過重を高めるのではなく、地域で広く子育てを支えていくことも必要である。地域の中には地域の子育て支援の力になりたいと思っている潜在保育士や市民が多くおり、そうした方が動きやすい環境を作っていただきたい。基礎自治体では旧態依然とした古い感覚で施策が遂行される場面がことごとくある。地域の中で子どもが育っていくプロセスをどのようにもう一度再構築していくのかを、コミュニティベースで考えていく落とし方をしていかないと、なかなか現実が変わらない。
- 保育士に対して非常に多くの専門性が求められており、学生が養成校で学ぶ内容も既にパンク状態である。保育士や保育所だけが専門的な知識・技術を持つのではなく、地域の様々な関係者が専門性を少しずつ高めていくことが重要である。保育士は、保育資格を持っていないが子どもに関わってみたいという方のコーディネート・マネジメント役になっていくことが非常に大事である。また、保育や子育ては、小中高ではマイナーな分野ではあるものの家庭科で取り上げられているが、その中で保育士が関わって話をするなど、何か力を発揮していくことも可能なのではないか。
- 保育所保育と社会的養護が必要な子どもに対する保育とでは異なる専門性が求められる。発達と保育を専門とする保育所保育士と施設養護を専門とする施設保育士を分け、それぞれ基礎資格としながら、境界領域についても研修を修了することで、専門資格を取得し、キャリアアップしていくという発想が必要ではないか。保育士に過重な負担をかけることや保育の専門性を曖昧にすることを避ける観点から、単一資格のまま安易に職域拡大すべきではない。
- 養育や虐待相談など、他の専門職の役割を主任級の保育士がやってもいいとなると、子どものための質の高い生活を確保する本来業務ができなくなる。保育士は、ハイリスクアプローチの専門家ではなく、ポピュレーションアプローチの専門家である。本来業務に取り組むための時間や場を保障されず、人員も増えないまま職域拡大を求められ、上位他資格免許の取得を任用資格やキャリアアップのための条件とされると、ハードルが上がり、混乱や負担感を招き、本来業務における質の低下、就労を目指す者の減少、離職率の増加につながる。また、議論に保育士の声が反映されるようにしてほしい。
- 現在の保育士の在り方は非常に厳しい状況にあるため、様々なことを行っていくことに対する危惧はある。公定価格上の対応になるが、保育の質を重視するならば、保育スペースを改善していくことが最も望ましい。
- 0～2歳の就園していない子どもに虐待事例が多いのではないかと考える。地域子ども・子育て支援事業のメニューに参加する層よりも、参加できない層や参加しない層へのアプローチを検討していく必要がある。現状では、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診の場面だけでは子育て支援は十分とは言えないのではないか。かといってそれを全部保育士に負担させることは更に人材難を助長するため、別途研修を受けた者を支援員として配置し、民生委員、児童委員、保健師、医療機関、自治体等との協働によって強化していくべきである。
- 当事者同士の支え合いやピアサポートを進め、バックアップしていくことも必要。また、アウトリーチや関係団体をコーディネートしていくような専門性が新たに必要なのではないか。それを機能させるような専門性を有する人材を活用してもいい。
- 今後、アウトリーチ型の子育て支援も視野に、親の不安を解消をすることが虐待の防止につながっていくのではないか。
- 子育てに不安を抱える地域の子育て家庭に対して直接支援するというのも重要である。例えば、保育士の持っている、子どもへの関わり方や子どもが思いっきり遊べる環境作りに関する技術・視点をできるだけ見える化し、様々な子育て支援の場で分かりやすく解説する取組があれば保護者にとって支援につながるのではないか。

保育所・保育士による地域の子育て支援①

対応案①

- 現在、児童福祉法第48条の4においては、保育所について、①地域の住民に対してその行う保育に関し情報提供を行うこと、②その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うこと、がそれぞれ努力義務とされている。
- こうした努力義務について、保育所による地域の子育て支援を進めるべく、**保育に関する情報提供について義務化するとともに、「かかりつけ相談機関」（10ページ参照）とされた保育所については、保育に支障がない限りとの前提を維持しつつ、保育に関する相談対応・助言を行うものとする**こととしてはどうか。
- その上で、保育所における情報提供、相談対応・助言については、**保育所が行う場合のほか、保育所の場において地域子育て支援拠点事業を行う場合、保育所に勤務する保育士が養育支援訪問事業を行う場合など、保育所の場や保育所に勤務する保育士を活用して行うことも含むものと整理**してはどうか。
- 「**かかりつけ相談機関**」については、各地域の保育需要等の実情に応じて、**全ての保育所が担うのではなく、相談・助言体制が構築できる保育所が担うという前提の下で、各保育所が積極的にかかりつけ相談機能を担うための方策について検討**してはどうか。
- また、国としても「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を含む**保育所の地域支援に関する支援策**について、**引き続き推進していく**ことが重要である。
- こうした**保育所における地域の子育て支援の取組をどのように評価するか**については、主任保育士専任加算などの**公定価格上の地域支援に係る加算や**地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの**各種支援事業の在り方について、必要な財源の確保と併せて検討**していくこととしてはどうか。
- ※1 「かかりつけ相談機関」については、保育所や地域子育て支援拠点事業などを地域における子育て世帯の身近な相談先として設定するものであり、令和3年9月7日の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、案を提示。
- ※2 現行の児童福祉法第48条の4の対象は保育所のみであり、地域型保育事業は含まないことから、まずは今般の見直しの対象についても保育所のみとする。
- ※3 情報提供については、子ども・子育て支援法第58条において、保育所を含む特定教育・保育施設等はその提供する教育・保育に係る教育・保育情報を都道府県知事に報告し、都道府県は当該報告の内容を公表することとされており、当該情報を利用者が直接閲覧できる環境を構築するため、内閣府においては、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を整備していることから、こうした仕組みを活用することも考えられる。また、保育士がICTを活用して積極的な情報発信に努めることも有意義である。
- ※4 以上の検討を行うに当たっては、従来から地域の子育て支援が義務付けられている認定こども園とのバランスについても留意が必要と考えられる。

保育所・保育士による地域の子育て支援①

(参考1) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) (抄)

第六条の三 (略)

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受ける・・・(以下略)

第四十八条の四 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

② 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(参考2) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) (抄)

別紙2(保育所(保育認定2・3号))

VI 特定加算部分

1 主任保育士専任加算

(1) 加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(当該当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たして月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)(以下略)

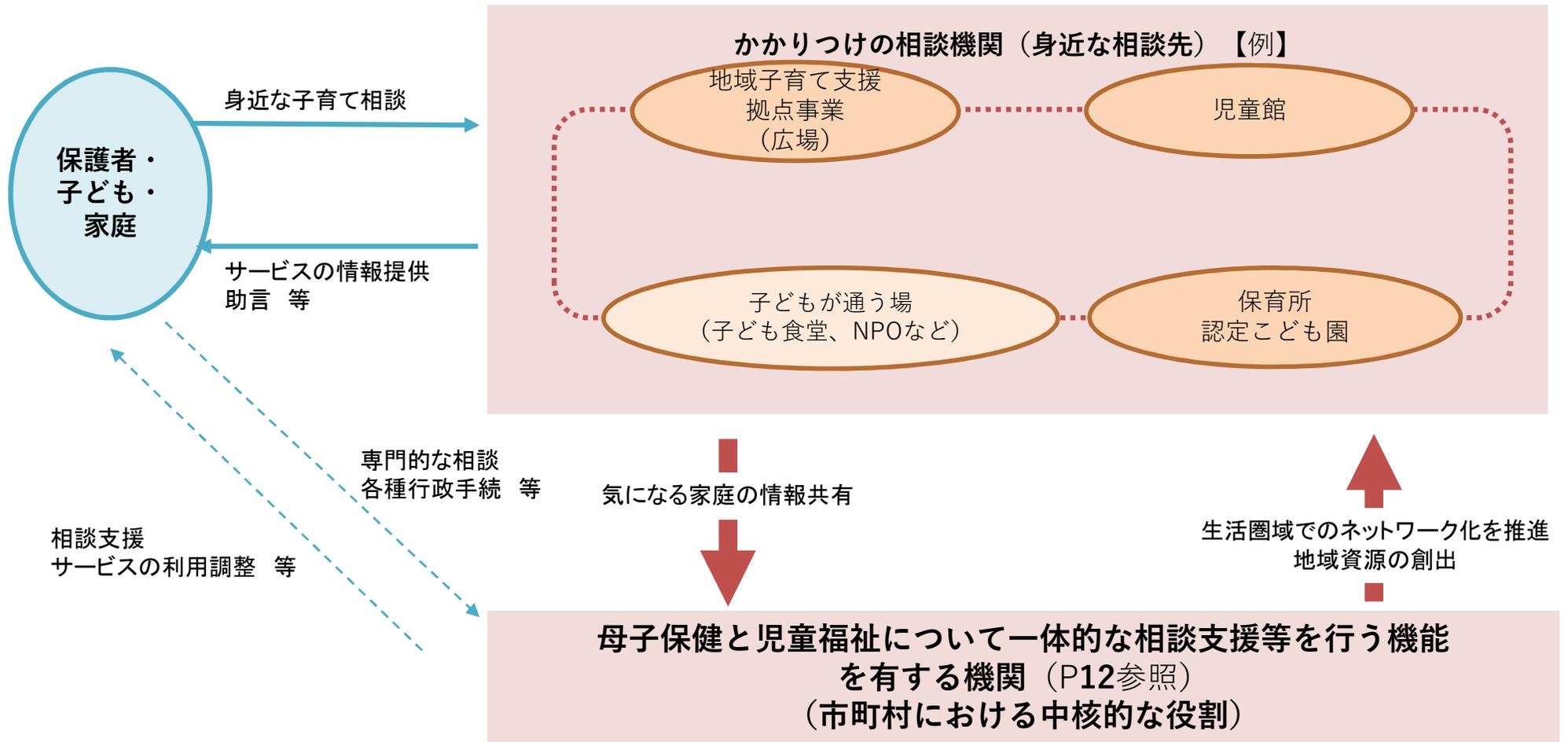
iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児に3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

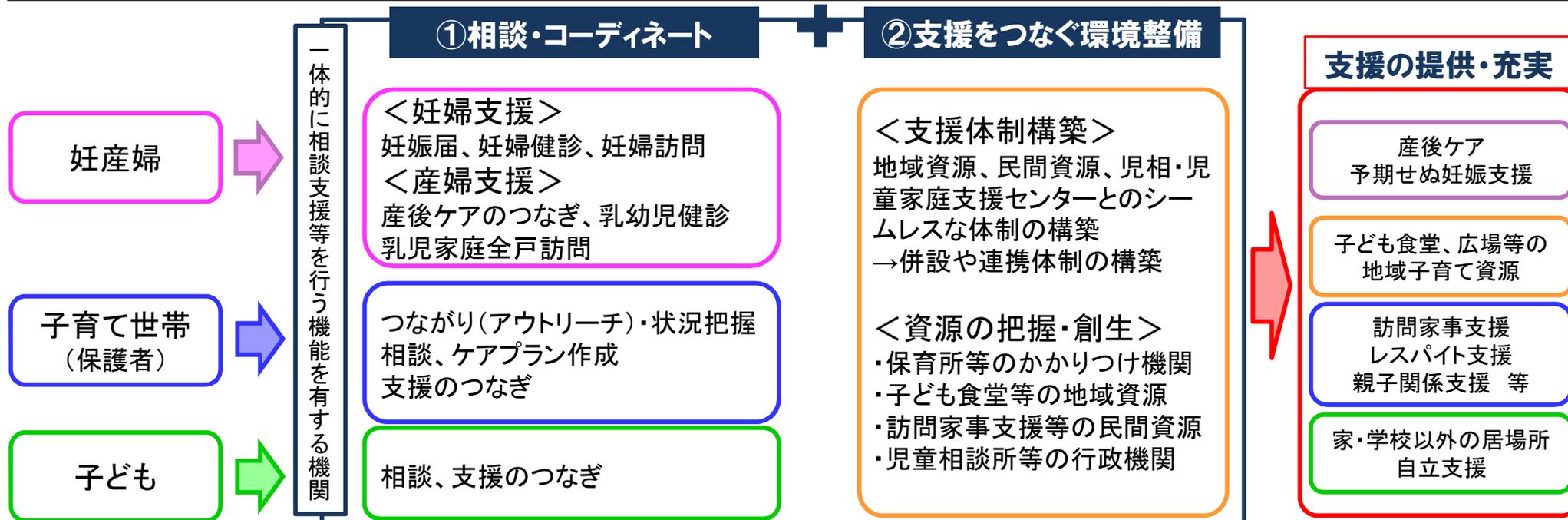
v 障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境について

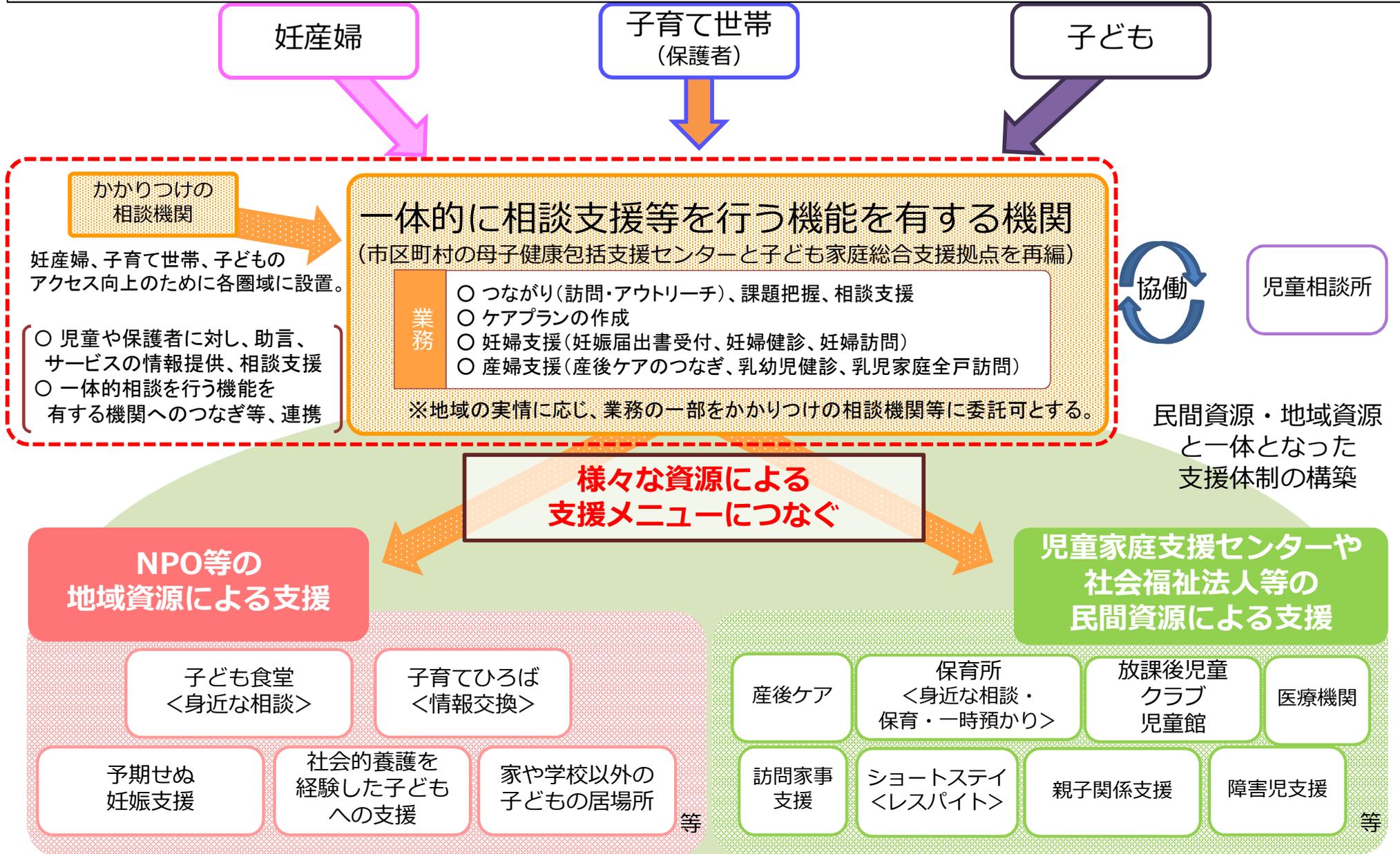
- 未就園の割合が高い0～2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要。
- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源が、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどうか。(かかりつけの相談機関)
- 今般、市町村の相談支援体制については、児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の一体的運用を図り、中核的な相談機関として整理しようとしているところ(P12参照)、かかりつけの相談機関はそれと情報共有・連携することにより、地域に重層的な相談体制を構築するものと整理してはどうか。



- 市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一體的相談を行う機能を有する機関を設置することとしてはどうか。
- この相談機関では、以下を行うこととしてはどうか。
 - ① 妊娠届出書の受付から妊婦健診、産後ケアへのつなぎ、乳幼児健診などを担う
 - ② 子育て世帯とのつながり・状況把握・相談、ケアプラン作成とともに、支援※のつなぎを担う
※ この場合の支援は、保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などの子育て支援、レスパイト支援や訪問支援など
 - ③ 子どもからの相談を受けるとともに、支援※のつなぎを担う
※ この場合の支援は、家や学校以外の居場所の提供、子育て短期支援事業の利用等
- このうち、ケアプランの作成については、各種サービスの利用に当たって必須とするのではなく、特に支援の必要度の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのものと位置づけることとしてはどうか。
- また、この相談機関は、確実に支援を結びつけるため、以下に取り組むこととしてはどうか。
 - ・ (必要に応じて)資源の把握・創生の役割も担い、加えて、
 - ・ 地域資源、民間資源、児童相談所や児童家庭支援センターと、併設での運営や連携体制の構築により、相談・マネジメントから支援の提供までのシームレスな流れを実現する。



一体的に相談支援を行う機能を有する機関は、妊産婦、子育て世帯、子どもを適切な支援メニューにつなげるハブ機能を果たすこととしてはどうか。



1. 石川県 かけつけ機関（マイ保育園）による見守り支援の取組事例

Point 妊娠時から子育てに関する精神的な不安を解消するため、身近な保育所等を地域の子育て拠点として活用

①取組の概要

- 保育所等を身近な子育て支援の拠点として位置づけ、「マイ保育園登録制度」を創設（平成17年10月より）
- 妊娠時から特に3歳未満児のすべての子育て家庭を対象に、登録した自宅近くの「マイ保育園」において、
 - ・ 育児体験の実施
 - ・ 気軽に利用可能な育児相談や育児教室、一時預かりの実施
 - ・ 子育てコーディネーターによる「子育て支援プラン」の作成及び、継続的・計画的な支援の実施
 を行っている。

②取組の効果

- 在宅で子育てをする家庭も保育所等に気軽に相談に行くことが出来るようになった。
 - 出産前の育児不安の軽減、身近に相談相手がいる安心感に寄与。
- 子育て支援プランの作成過程で、一見問題なさそうに見えた親子の問題を発見することができた。
 - ケアの必要な家庭の把握に寄与。

③取組実績

	H27	H28	H29	H30	R1
実施箇所数（園）	237	237	237	231	236
マイ保育園登録者数（人）	4,453	4,294	4,288	4,069	4,295
在宅児童（3歳未満）に対する登録率（%）	58.3	60.5	63.0	62.8	68.9
一時預かり券利用件数（回）	6,574	5,677	5,801	5,423	4,942



(参考) 支援の様子



育児教室の様子

地域子育て支援拠点の概要

1. 目的

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するための事業。公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施することにより、NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上することを目指すもの。

2. 設置・運営主体

市町村（特別区を含む）

3. 累計・事業内容

（類型）

- 一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- 連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

（事業の内容）

- 以下の4つを基本事業として実施。類型により、加算により追加の事業を行うことが可能（欄外参照）
 - ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に関する相談、援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

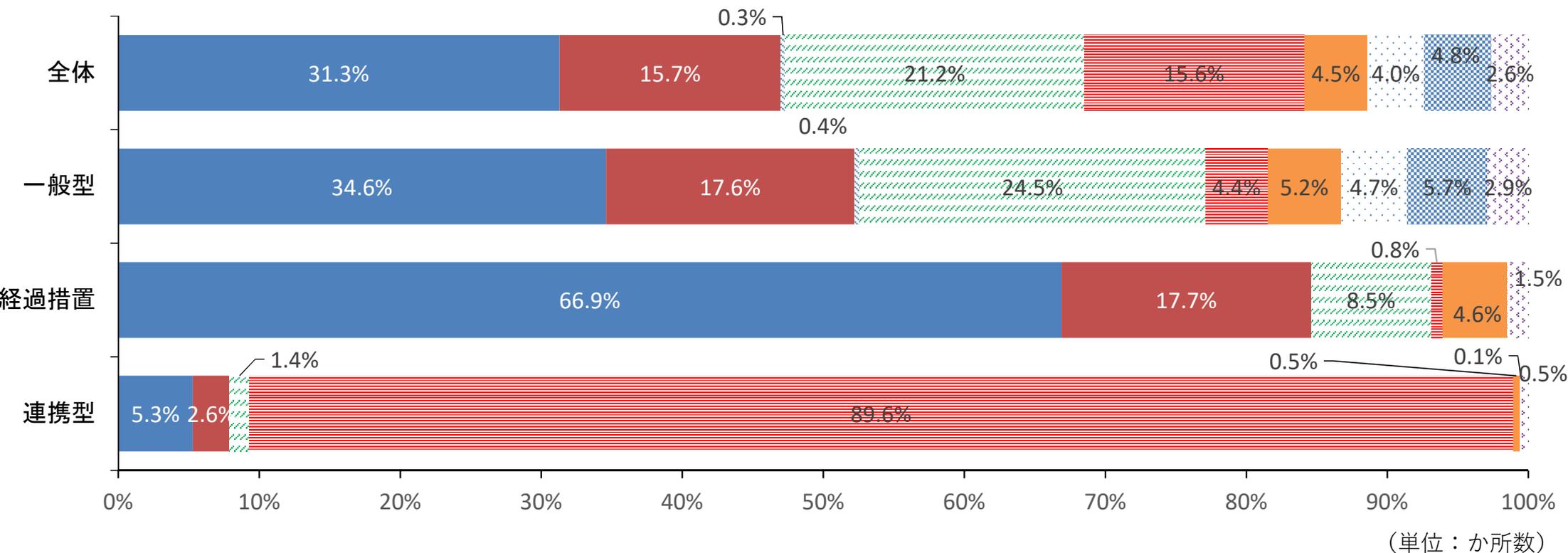
	一般型	連携型
加算部分 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施※ <ol style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施

※基本事業に加えて、地域の子育て支援活動の推進等に関する取組を行った場合、運営費へ一定額を加算する。

地域子育て支援拠点事業の実施状況【実施場所別】

○ 実施場所別の状況について、全体では「保育所」が約31%と最も多く、次いで「公共施設・公民館」が約21%、「認定こども園」、「児童館」がそれぞれ約16%となっている。

■ 保育所 ■ 認定こども園 ▨ 幼稚園 ▨ 公共施設・公民館 ▨ 児童館 ■ 専用施設 ▨ 空き店舗・商業施設 ▨ 民家・マンション等 ▨ その他・未定



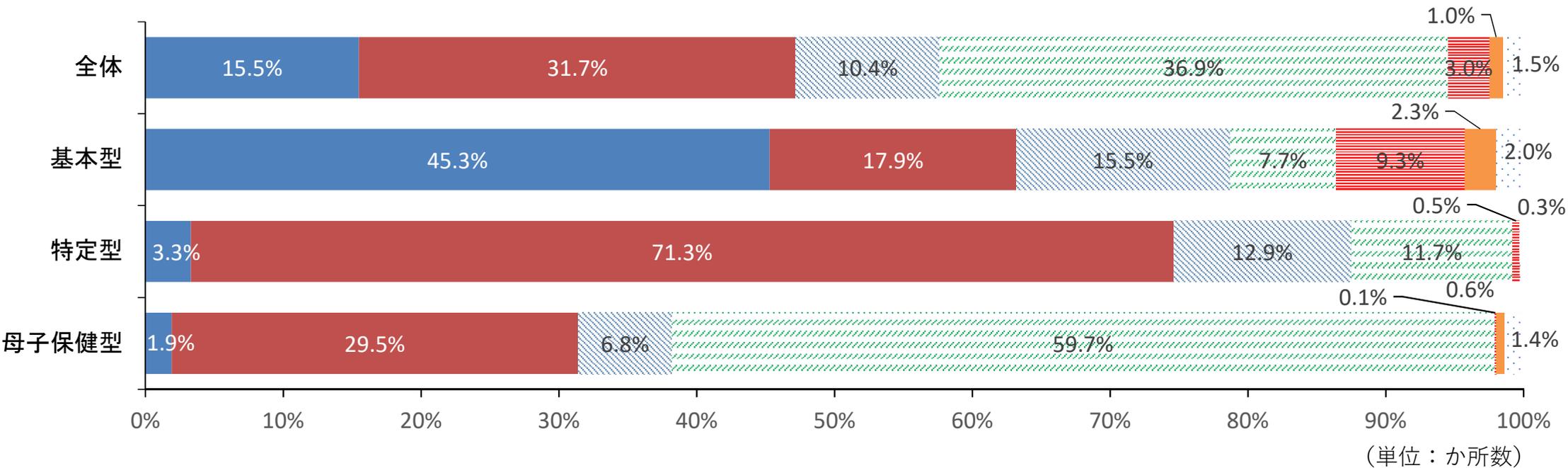
	保育所	認定こども園	幼稚園	公共施設・公民館	児童館	専用施設	空き店舗・商業施設	民家・マンション等	その他・未定	計
全体	2,348	1,175	26	1,589	1,172	340	303	364	189	7,506
一般型	2,208	1,126	26	1,564	279	329	302	364	183	6,381
経過措置	87	23	0	11	1	6	0	0	2	130
連携型	53	26	0	14	892	5	1	0	4	995

※出張ひろばは除く

利用者支援事業の実施状況【実施場所別】

○ 実施場所別の状況について、全体では「保健(福祉)センター」が約37%と最も多く、次いで「市役所、役場等」が約32%、「地域子育て支援拠点事業所」が約16%となっている。また、各類型によって、主に実施している場所が異なっている。

■ 地域子育て支援拠点事業所 ■ 市役所、役場等 ■ 公共施設、公民館、児童館 ■ 保健(福祉)センター
 ■ 保育所、認定こども園、幼稚園 ■ ビル、商業施設、空き店舗等 ■ 専用施設、その他



	地域子育て支援拠点事業所	市役所、役場等	公共施設、公民館、児童館	保健(福祉)センター	保育所、認定こども園、幼稚園	ビル、商業施設、空き店舗等	専用施設、その他	計
全体	445	907	297	1,058	87	29	41	2,864
基本型	402	159	138	68	83	20	18	888
特定型	13	281	51	46	2	0	1	394
母子保健型	30	467	108	944	2	9	22	1,582

乳児家庭全戸訪問事業の概要

○乳児家庭全戸訪問事業の実施について（雇児発0529第32号平成26年5月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（中略）

3 事業の内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を訪問し、以下の支援を行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

4 実施方法

(1) 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

(2) 訪問者

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。

(3) 研修

訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(4) (略)

(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。

(6) (略)

養育支援訪問事業の概要

○養育支援訪問事業の実施について（雇児発0529第33号平成26年5月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（中略）

3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

4 実施方法

(1) 支援の対象

本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。

ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。

イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

ウ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

オ 公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。

カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

(2) 訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。（中略）

(3) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。（中略）

(4) 支援内容の決定方法

本事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。（中略）

保育所等における要支援児童等対応推進事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円)

1. 事業目的

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

2. 事業内容

(1) 地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員」を配置する。

(2) 地域連携推進員の業務

- ①保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ②市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③他の保育所等への巡回支援などの実施
- ④運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) 地域連携推進員の要件

地域連携推進員は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、保健師、看護師、その他本事業を適切に実施できる者が担うものとする。

3. 実施主体

児童福祉法第25条の2に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者

※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

4. 補助基準額

1か所当たり：4,567千円

5. 補助割合

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4
※都道府県が実施する場合は国：1/2、都道府県：1/2

6. 事業のイメージ



保育所等における要支援児童等対応推進事業 実施自治体の取組事例

令和2年度において「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を実施している市区町村は4自治体（※）であり、それぞれの自治体の取組事例は以下のとおり。

※ A市は、国の補助事業によらず地方単独事業として本事業を実施。

① 4自治体の実施状況

A市

- **地域連携推進員** : 5名（保育士）
（備考）公立保育所の主任等
- **事業実施場所** : 保育所、認定こども園 等

B市

- **地域連携推進員** : 4名（保育士）
（備考）保育士であり巡回支援の経験者
- **事業実施場所** : 保育所

C市

- **地域連携推進員** : 1名（その他市が認めた者）
（備考）小学校の校長経験者
- **事業実施場所** : 保育所

D市

- **地域連携推進員** : 1名（保育士）
（備考）認定こども園の保育教諭。家庭支援担当
や人権保育担当を歴任
- **事業実施場所** : 保育所

② 主な取組事例

- **相談支援** : 子育ての悩みや不安、障害児の保育等といった**保護者に対する相談支援**の実施。
児童委員・保健センター等と連携し、**要支援児童の状況把握のための家庭訪問等**の実施。 など
- **関係機関との連携** : 市の福祉担当部署、関係機関や園と連携し、**要支援児童の状況把握や情報共有**を実施。
要支援児童等の養育状況について、モニタリングシートを作成し、家庭支援相談室に報告。 など
- **巡回支援** : **保育所等へ巡回**し、要支援児童への対応や関係機関への調整などの支援を実施。
施設の同意のもと、**保育に参加**するなどにより**児童の様子を確認**し、**児童との関わり方などについて助言**。 など

③ 主な取組の成果

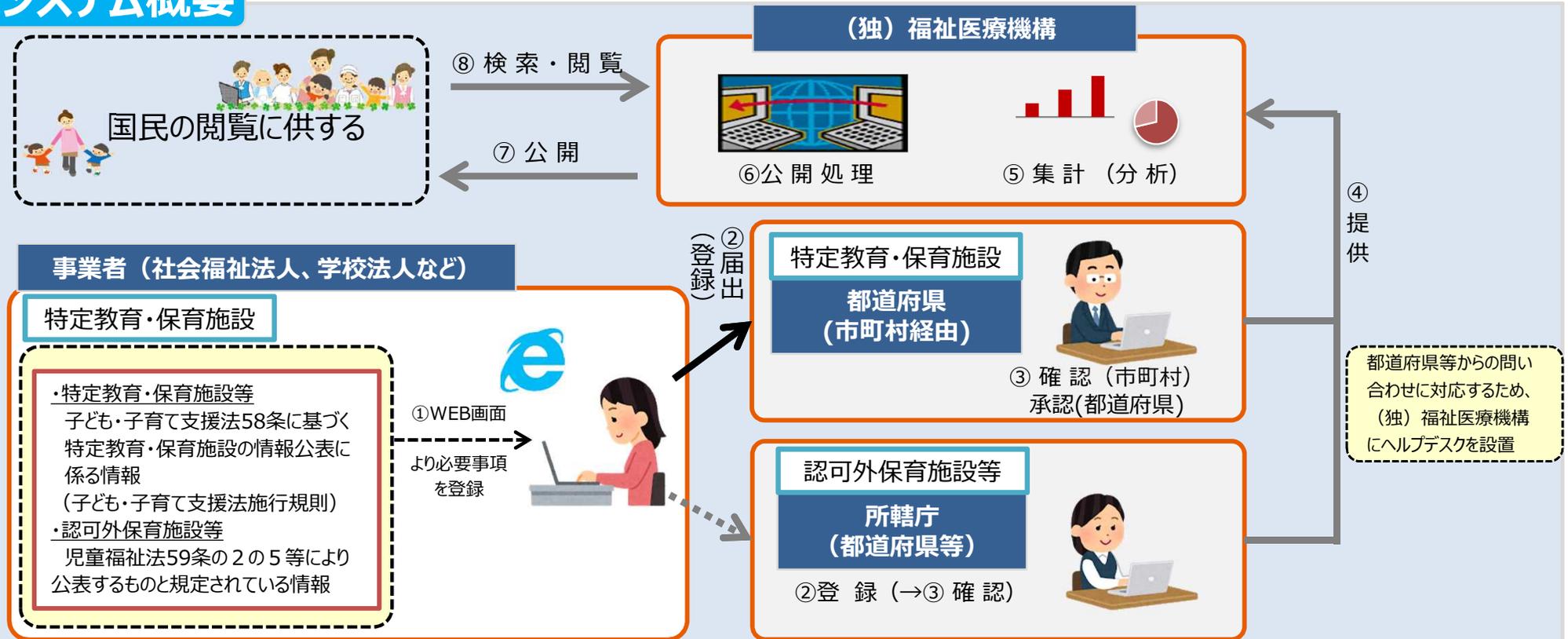
- ・ 本事業の実施により、要支援児童の情報が把握しやすくなり、**関係機関との連携が強化**されている。また、**保護者との相談体制を整備**することができる。
- ・ 家庭訪問等を行い、保護者の子育てに関する負担軽減に努めるとともに、**家庭の状況に応じて、子育て支援室や利用者支援事業などの支援につなげることが**できている。
- ・ 児童の発達について支援が必要な場合は、**保健師等と施設へ定期訪問**し、**保護者が相談しやすい状況を作るための支援**につながっている。

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）

事業の趣旨

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設等の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、令和2年度から一般利用者向けに公開。

システム概要



【情報公表の流れ】

1. 特定教育・保育施設事業者は、自ら情報登録を行い、都道府県へ情報を登録。市町村が登録内容を確認、都道府県が承認すると、（独）福祉医療機構において集計、公開処理が行われる。
2. 認可外施設等については、所轄庁が登録業務から確認（承認）までを担う。（※将来的に事業者自らの登録も可能とした仕様とする）

公表項目一覧

【認可】

大項目	小項目
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
	法人の代表者の氏名及び職名
	法人の設立年月日
	法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業(本園・分園)
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
	施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
	事業所番号
	施設等の管理者の氏名及び職名
	認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
	当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
教育・保育に従事する従業者に関する事項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称(特定地域型保育事業者に限る。)
	職種別の従業者の数
	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
	従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
教育・保育等の内容に関する事項	従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
	施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	当該報告に係る教育・保育の内容等(特定教育・保育施設における保護者に対する子育て支援の実施状況(幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。))を含む。
当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	利用料(実費徴収・上乗せ徴収)
権利擁護等のために講じている措置に関する事項	教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取組の状況
	利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
	相談、苦情等の対応のための取組の状況
教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	安全管理及び衛生管理のために講じている措置 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

【認可外】※施設類型毎に公表の有無が異なる。

大項目	小項目
施設基本情報	施設・事業所名
	設置者名・法人格・管理者
	所在地(住所)・電話
	交通手段(最寄り駅等)
	事業開始日
	届出受理日
施設・設備情報	施設類型区分(ベビーホテル・事業所内保育、家庭的保育、ベビーシッター等)
	企業主導型保育事業(地域枠)
	指導監督基準適合証明書交付(交付年月日)
施設・設備情報	建物構造(鉄筋コンクリート造、木造等)
	建物構造(階数(●階建ての◆階))
	建物形態(専用建物、ビル内、集合住宅等)
利用定員等	保育室等(数・面積)
	調理室、医務室、便所、その他(数・面積)
利用定員等	利用定員(年齢別・合計)
	利用児童数(年齢別・合計)
サービス内容	開所・閉所時間(平日・土・日祝)
	延長保育(有無・時間)
	一時保育
	夜間保育
	24時間保育
	病児保育
	保育料(月極額・定期契約・一時預かり)
	保育料以外の実費(食事代等)
保育従事者数(常勤・非常勤)	
指導監督等実績	有資格者数(保育士、看護師、家庭的保育者等)
	研修受講者数(居宅訪問型保育研修等)
	前年度年次報告提出実績
その他	前年度監査実績(改善事項の有無)
	備考
その他	保険加入(加入保険名)
	マッチングサイト関係(※ベビーシッターのみ)

システムの愛称

子ども・子育て支援情報公表システム ここdeサーチ

子ども・こそだての情報は「ここdeサーチ」で!

公表開始

令和2年9月30日

公表画面イメージ PC・スマートフォン共に対応

1

トップ画面

「近くの施設を探したい」または「もっと詳しく調べたい」のどちらかのボタンより、検索できます。
(「近くの施設を探したい」ボタンからは、現在地に基づいた検索が可能です。)

ここdeサーチ

子ども・こそだての情報は「ここdeサーチ」で!



知りたい地域の認定子ども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。



近くの施設を探したい

現在地から近くの児童施設を検索できます。



もっと詳しく調べたい

条件を指定して児童施設を検索できます。



2

検索画面

「もっと詳しく調べたい」のボタンを押すと、住所などのキーワードや施設の種別等で検索ができます。

1. 場所を選ぶ

キーワード

住所・最寄り駅などを指定する

現在地をセットする

検索範囲(四方)

500m

1km

3km

5km

絞り込み表示

選択した市区町村に絞り込んで表示

検索条件のリセット

キーワード欄に入力された名前より検索範囲の施設を検索します。検索した結果、意図しない場所の検索結果となった場合は追加のキーワードを入力して検索をお願いします。

2. 種類を選ぶ

施設の種別

保育所
 認定子ども園
 認可外保育施設

家庭的保育
 小規模保育
 事業所内保育
 居宅訪問型保育

3歳~5歳 幼稚園

検索条件のリセット

選択された施設の種別に該当する施設を検索します。施設の種別の説明については [こちら](#) をご覧ください。

検索する

公表画面イメージ

3

検索結果画面

検索結果に基づく施設情報が一覧で表示されますので、閲覧したい施設情報をクリックします。



4

施設詳細情報画面

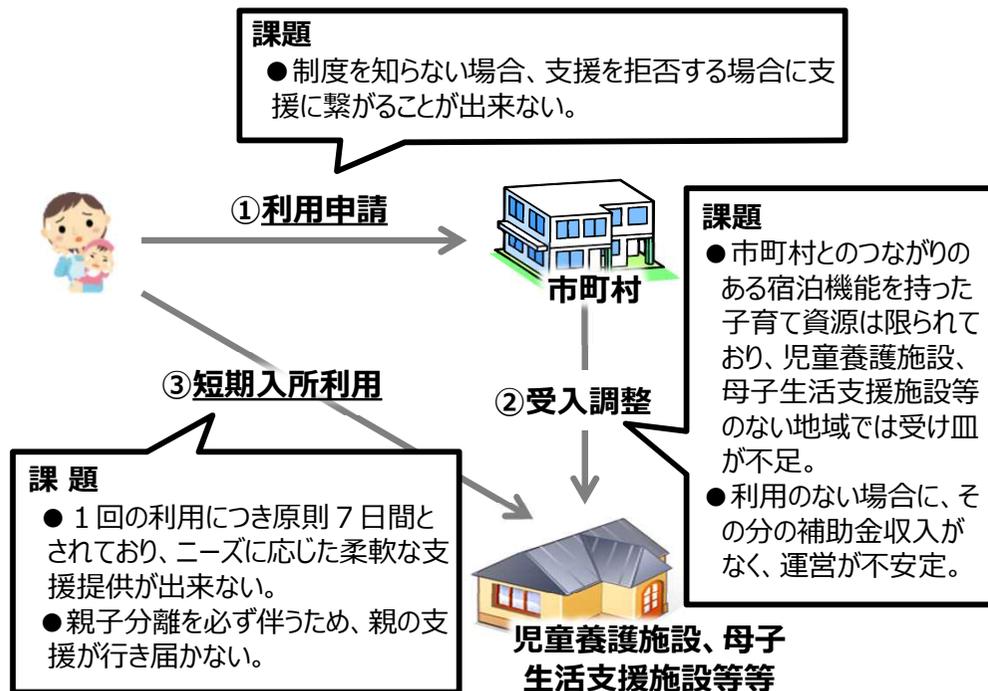


短期支援の類型について

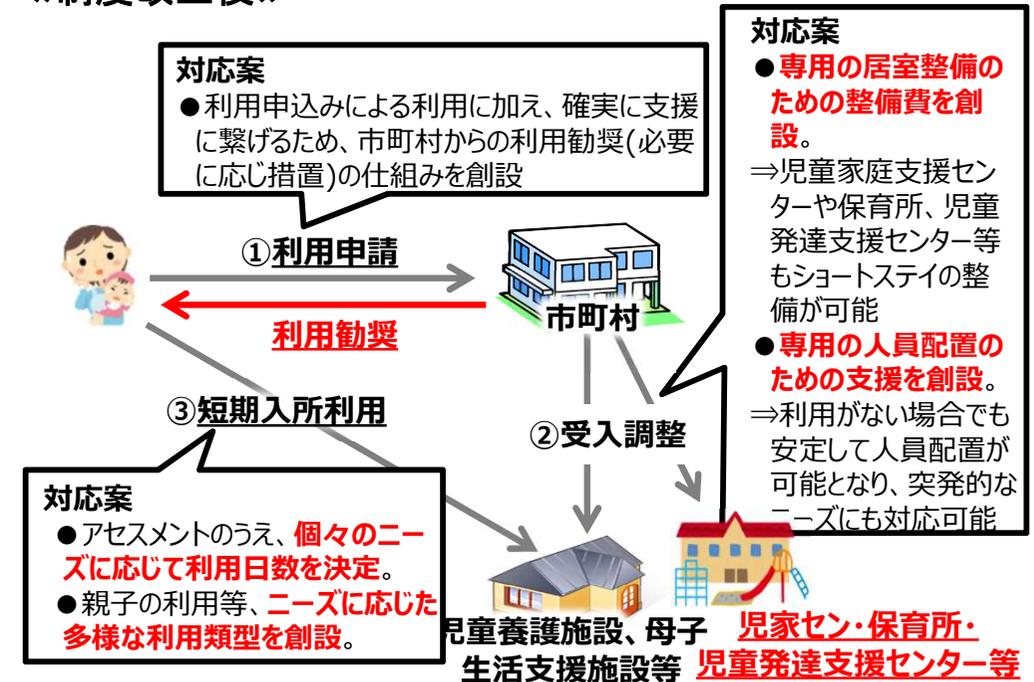
現行	見直し
<p>保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業</p>	<p>①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業</p>
	<p>②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能とさせる事業</p>
	<p>③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業</p>

短期支援の運用について

《現行》



《制度改正後》



子育て短期支援事業の概要

目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



実施体制・実施方法

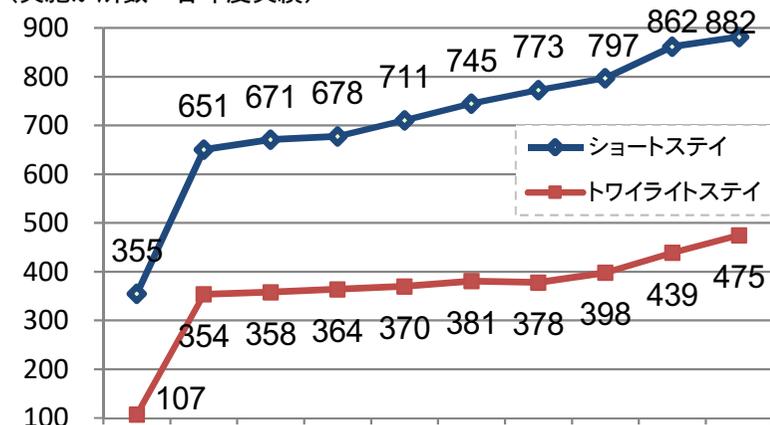
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、**保育所**、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和3年度予算】 子ども・子育て支援交付金(1,673億円)[内閣府所管]の内数

(実施か所数・各年度実績)



保育所におけるショートステイ（子育て短期支援事業）の実施について

概要：ショートステイ事業は、主に児童養護施設等において実施されているところ、数は少ないが保育所における実施例もある（※）。そのうち多くのケースでは、一時預かり、夜間保育のみの実施（宿泊を伴わない）となっているが、一部の施設においては通常の宿泊を伴うショートステイ事業を受託、実施している。

A 県 B 市における活用状況

- ・ 地区福祉センターのケースワーカーによる家庭の状況把握の結果、保育所でのショートステイを実施する必要があると判断された家庭を対象として、小学6年生までの子どもを宿泊を含め最大7日間預かる。（未就学児の利用がほとんどで、1泊2日～2泊3日程度の利用がメイン。）
- ・ ショートステイの受け皿を公募している過程で、元々夜間を含め24時間開所していた認可外保育所で、小規模保育所に移行していた施設が、ノウハウを活かす形で通常保育とは別に新たにショートステイの受け入れを開始。
- ・ 直近、18時以降の職員の体制維持が困難となり、今年度から夜間を含めた宿泊での利用受付は停止している。（他の自治体においても、直近でサービスを終了した例がいくつかあり、職員体制の確保、継続雇用が課題。）

C 県 D 市における活用状況

- ・ 平成19年度より市内の保育所に委託して事業を開始。令和3年度より通常保育を行う本園とは別に、一時預かり、ショートステイをメインに行う分園を開設し、受け入れを行っている。子ども家庭支援センターが支援を行うなかで必要と判断した乳幼児を対象に、7日間を限度に行う。
- ・ 隣接市（市境付近）に児童養護施設があり、そちらにも委託しているが、児童養護施設入所の対象年齢が原則2歳以上であるため、乳幼児の保育に強みがある保育所を活用している。（他の自治体でも、ショートステイを受託していた乳児院がなくなり、夜間の乳児の預け先として新たに保育所で受託を始めた例もある。）
- ・ 市としても、支援に欠かせない事業と認識しており、提供体制の確保、維持に努めているところ。

※令和元年度実績で、ショートステイ事業全体の実施箇所数が882箇所であり、そのうち10箇所が保育所等。

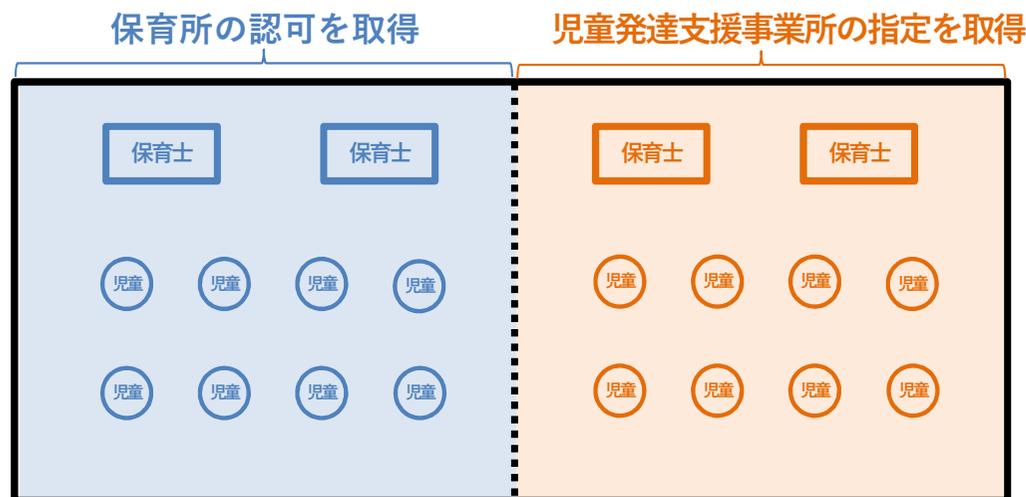
保育所・保育士による地域の子育て支援②

対応案②

- 保育所等の設備や職員を活用した社会参加への支援については、令和3年3月に厚生労働省より発出された通知において、保育所保育の実施に支障が無い場合として、
 - ・保育所保育という主目的を逸脱しない範囲として、園児の利用を優先した上で余力の範囲で行うこと
 - ・保育所保育に必要な保育士など職員が確保されていること
 - ・保育所保育に必要な面積など設備が確保されていることなどの要件を満たす場合には実施することが可能である旨が示されたところ。
 - これにより、例えば、
 - ・保育所の空きスペースを活用して地域の子育て世帯等が集う場を設けることや、
 - ・園児の利用がない時間帯や日において保育士が地域の子育て世帯への相談対応を行うことなどは可能である旨が明確化されたところ。
 - 一方、児童福祉施設や地域型保育事業の設備運営基準においては、他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については兼ねることができないこととされている。
 - このため、例えば、保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合において、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童をともに、当該保育所の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっている。
 - こうした点について、保育所等の設備や職員を活用した社会参加への支援が進むよう、設備運営基準を見直し、必要な保育士や面積を確保することを前提に、園児の保育に支障が生じない場合には、職員の兼務や設備の共用を可能とすることとしてはどうか。
- ※ 指定児童発達支援事業所についても保育士の兼務を可能とする場合には、設備運営基準の見直しが必要。

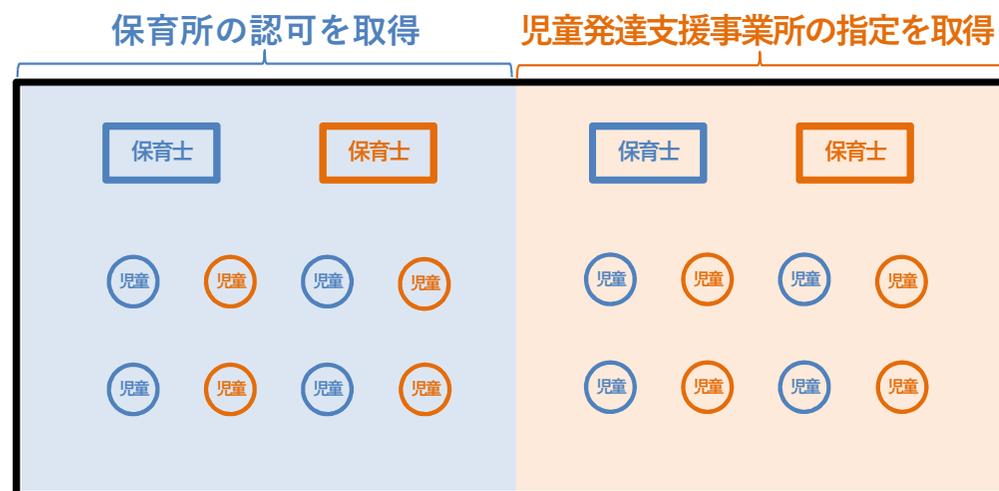
保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

（児童発達支援・放課後等デイサービスにおける障害児以外の児との一体的な支援）

- インクルージョンや地域共生社会の実現・推進等の観点からは、年少期より、障害の有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験となる。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準では、児童指導員及び保育士に専従規定を置いており、児童発達支援等を利用する障害児以外への支援はできないこととしているが、例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、設定遊び等において子どもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討すべきである。
- なお、その際は、単に、子ども達と職員が混合することが目的なのではなく、障害児にも必要な支援が適切に行われつつ、子ども達が安心感の下に、遊びや活動を通じて互いを理解し、共に成長しあう状況が達成されなければならない。そのためには、まず職員が子どもの障害特性等の共通理解を持った上で、子ども達に理解する機会を設けて丁寧に説明し、さらにそれぞれの子ども達の保護者に互いに学び合うことの重要性を伝達していくことが欠かせない。こうした点が丁寧に現場で行われるよう、留意点等を整理・提示していくことが併せて必要である。

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員及び保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

■ 児童発達支援センター

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- ・ 難聴児 975～1,384単位
- ・ 重症心身障害児 924～1,331単位

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- ・ 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員等 15～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員 15～247単位

■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 80～400単位
- ・ 2人加配 160～800単位

○ 事業所数

8,484 (国保連令和 3年 6月実績)

○ 利用者数

123,036 (国保連令和 3年 6月実績) 31

(参考1) 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について (通知) (令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知) (抄)

1. 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用の考え方

(2) 各事業の指定基準等との関係

各福祉サービス事業所等については、それぞれ指定や認定等を受ける事業（以下「指定等事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）（※）において、利用定員や職員の人員配置等が定められているところ、**社会参加支援対象者（本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者）が利用しようとする場合においても、当該運営基準は遵守されなければならない。また、社会参加支援対象者が利用する支援（サービス）において満たすべき基準がある場合には、当該基準の遵守も必要である。**この度、社会参加支援対象者が利用する場合の注意点について、以下のとおり整理したため、お示しする。

なお、通所介護事業所や就労継続支援事業所など、各事業所の営業時間が定まっている事業において、**サービス提供時間外や休日に、指定等事業の運営に影響を及ぼさない形態で、指定等事業とは別の事業として社会参加支援対象者に対する支援を行う場合には、下記の取扱いに関係なく支援を実施して差し支えない。**

ア 定員基準との関係について

○ **運営基準において、各福祉サービス事業所等の利用定員等について規定されている場合、指定等事業の利用者の人数と、社会参加支援対象者として受け入れる利用者の人数の合計は当該指定等事業の定員の範囲内に収まることとする。**

ただし、指定等事業の実施に支障が無い場合（※）や、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないこと。

（※） 特別養護老人ホーム等において、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事提供を実施する場合など。

なお、定員及び利用者数の算定方法については、月平均値で管理されている場合は月平均値で行うなど、それぞれの指定等事業の取扱いに準じて行われたい。

○ **この場合、社会参加支援対象者の利用については、指定等事業の主目的を逸脱しない範囲として、指定等事業の利用者の利用を優先した上で余力の範囲で行うこと。したがって、現に指定等事業の利用者又は利用希望者がいるにも関わらず、指定等事業の利用者を制限する形で、社会参加支援対象者分の専用受入枠を設定するような取扱いは認められないものであること。**

○ なお、指定等事業の運営基準等において、指定等事業の対象者以外の利用について人数の制限等が設けられている場合は、社会参加支援対象者の受け入れも当該人数の範囲内で行うこととなるので留意されたい。

イ 人員配置基準との関係について

○ 社会参加支援対象者の支援について指定等事業の業務に従事する職員以外の者によって行われる場合など、指定等事業の職員が社会参加支援対象者の支援業務に関与しない場合には、指定等事業の職員配置は、指定等事業の利用者数に応じて行われるものである。

○ **運営基準上、利用者数に応じた職員配置が求められている場合であって、指定等事業の職員が指定等事業の利用者の支援とあわせて社会参加支援対象者の支援に関わる場合には、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援の利用者の人数の合計数に応じた職員配置が行われていること。**

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに人員配置基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

○ **また、例えば、「指定事業所の従業員は専ら当該事業所の業務に従事する者なければならない」など職員専従規定が設けられている場合でも、「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」との例外規定が設けられている場合には、上記の利用者数に応じた職員配置が行われていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。**

○ なお、職員専従規定について例外規定が設けられていない場合には、当該専従職員については、社会参加支援対象者の支援業務にあたることは認められないため、社会参加支援対象者の支援業務については、当該事業所の専従職員以外の者又は当該事業所の職員以外の者（※）において対応する体制を整える必要があること。

（※） この場合、当該事業所の職員以外の者が指定等事業の利用者の支援にあたることはできないこと。

ウ 設備基準との関係について

○ **事業所等の定員の範囲内での受け入れとなることから、運営基準上、面積基準などに定めがある場合は、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援対象者の人数の合計に対応する水準で必要な設備が確保されていること。**

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに設備基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

○ **また、設備基準において、例えば、「指定事業所の設備については専ら当該事業所の事業の用に供するものでなければならない」など設備の専有規定が設けられている場合でも「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」などの例外規定が設けられている場合には、上記の定員に応じた設備基準が満たされていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。**

(参考1) 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）（令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）（続き）（抄）

(3) 報酬・委託費等との関係について

ア 利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合

- 社会参加支援対象者への支援については指定等事業の報酬算定対象外となることから、社会参加支援対象者を受け入れた場合でも、指定等事業の利用者数に応じて報酬を算定すること。

なお、別途、社会参加支援対象者の受け入れに係る費用等の支払いを受けた場合、当該費用は指定等事業に対する支払いではないことから、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はないこと。

- また、指定等事業の実施について補助金等が交付される事業のうち、補助金等の金額の算定が指定等事業の利用者数に応じて行われるものについても、報酬算定の場合と同様に、補助金等の算定は指定等事業の利用者数に応じて算定され、社会参加支援対象者の受け入れに係る費用等の支払いを受けた場合でも、補助金等の調査を行う必要はないこと。

(4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

ア 財産処分に該当しない場合

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産については、各省庁の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して転用などの財産処分をしてはならないこととされているが、**社会参加支援対象者の利用形態が、一時使用に該当する場合には、財産処分に該当せず、承認手続は不要である。**

- **一時使用に該当する場合は、**

・施設等の業務時間外や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合のほか、
・施設等の業務時間内であっても、本通知の上記（2）の整理に基づき、定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合も該当する。

- **この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、**本来の事業目的として使用しなくなった施設を他用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分に該当し、財産処分の承認を得なければならない。

- なお、指定等事業の運営基準等によって指定等事業の対象者以外の利用が認められている場合や、地域住民等との交流を目的として整備されたスペースを指定等事業の対象者が利用する場合は、事業目的の範囲内での利用であり、財産処分には該当しない。

2 多様な社会参加に向けた福祉サービス事業所等の活用方法

(2) 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例

社会参加支援として福祉サービス事業所等を活用する際の具体例については次のとおりである。この具体例についてはあくまでも活用の例であるので、各自治体においては、個々の支援ニーズ等に応じて例示以外の活用方法についても検討し、地域資源の確保に努められたい。

②通所事業所、多機能系事業所の場合

社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。

<活用例>

・**保育所等の空きスペースを活用して、地域の子育て世帯等が集う場等を設ける。**

(参考2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) (抄)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(参考3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成二十六年厚生労働省令第六十一号) (抄)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(参考4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労働省令第十五号)

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定児童発達支援事業所」という。) (児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員 (中略)、保育士 (中略) 又は (中略) 障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第六条 指定児童発達支援事業者が 指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

二 児童指導員及び保育士 (中略)

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

6 第一項から第四項まで (第一項第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものを除く。) は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。) は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場 (指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

対応案③

- 保育所保育指針は、保育所の運営や保育士の養成に当たって活用されており、地域の子育て支援については、
 - ・ 保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努める旨や、地域の関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図るよう努める旨などの記載があるとともに、
 - ・ 保育士の養成課程においても、子育て支援の項目について、平成29年度のカリキュラムの見直しに当たっても、内容の充実を図っているなど、その重要性を踏まえた対応を行ってきている。
- 一方、これまでの議論を踏まえ、今後の地域社会において、保育所における地域支援がますます重要となる中で、保育所保育指針についても、こうした背景を踏まえた記載ぶりにすることも必要であると考えられる。
- このため、次回の保育所保育指針の改定に際しては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の制度改正の内容や保育所保育指針解説の記載などを踏まえ、保育所保育の専門性を生かした支援の在り方や関係機関等との連携の在り方を含め、保育所保育指針の記載の拡充について、社会保障審議会保育専門委員会の意見を聴きつつ、検討していくこととしてはどうか。

保育所保育指針について

【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)

- ・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
- ・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域) 等
- ・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等
- ・平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)

保育所保育指針の改定について

保育所保育指針について

- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、直近では平成20年に改定を行ったところ。
- 平成30年度改定に当たっては、
 - ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化
※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等
 - ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況
※中央教育審議会の下の子育て支援部会においても同時期に審議等を踏まえて検討を行った。
※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領のほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール

- 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長: 汐見稔幸白梅学園大学長)を設置し検討。

・平成27年12月4日	第1回	改定に向けた検討課題等について
・平成28年1月7日	第2回	乳児保育、3歳未満児の保育について
・"2月16日	第3回	健康及び安全について
・"3月29日	第4回	保護者に対する支援、職員の資質向上
・"4月27日	第5回	3歳以上児の保育について
・"5月10日	第6回	中間まとめの構成(案)について
・"5月31日	第7回	中間まとめ骨子(たたき台)について
・"8月2日	第8回	中間とりまとめ(案)について
・"11月24日	第9回	保育所保育指針の改定について
・"12月21日	第10回	議論のとりまとめ(案)について
- 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間を置いて、平成30年度から適用。

社会保障審議会児童部会保育専門委員会

- | | |
|---------|------------------------------|
| ○ 秋田喜代美 | 東京大学大学院教授 |
| 安達 謙 | 認定こども園せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園園長 |
| 阿部 和子 | 大妻女子大学教授 |
| 大方 美香 | 大阪総合保育大学教授 |
| 岡村 宣 | 認定こども園ポプラの木園長 |
| 木戸 啓子 | 倉敷市立短期大学准教授 |
| ◎ 汐見 稔幸 | 白梅学園大学学長 |
| 清水 益治 | 帝塚山大学教授 |
| 鈴木みゆき | 和洋女子大学教授 |
| 砂上 史子 | 千葉大学教育学部准教授 |
| 堤 ちはる | 相模女子大学教授 |
| 寺田 清美 | 東京成徳短期大学教授 |
| 橋本 真紀 | 関西学院大学教授 |
| 松井 剛太 | 香川大学准教授 |
| 三代川紀子 | 浦安市立東野保育園副園長 |
| 村松 幹子 | たかくさ保育園園長 |
| 山縣 文治 | 関西大学教授 |
| 和田 紀之 | 和田小児科医院院長 |

(五十音順、敬称略)

※ ◎委員長 ○副委員長

※所属・職名は開催当時のもの

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,260件(H27)) 等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。)

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

今後のスケジュール 「議論のとりまとめ」の内容を踏まえ、本年度中に保育所保育指針を改定の予定。

※改定された保育指針については、1年の周知期間を置いて、平成30年度から施行予定。

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

1・2（略）

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア **保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。**

【保育所の地域における子育て支援の役割】

保育所における地域の保護者に対する子育て支援については、児童福祉法第48条の4において、保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲で、情報提供と相談及び助言を行うよう努めることと規定されている。

近年、地域における子育て支援の役割がより一層重視されている状況を踏まえ、保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれる。その際、保育所が所在する地域の実情や、各保育所の特徴を踏まえて行うことが重要である。

また、子ども・子育て支援法に基づき地域における子育て支援の推進が図られる中、子育て支援を行う団体は多様化及び増加している。こうした地域における様々な団体の活動と連携して、保育所の子育て支援を進めていくことも大切である。

【保育所の特性を生かした地域子育て支援】

地域における子育て支援に当たっても、保育所の特性を生かして行うことが重要である。

例えば、食事や排泄などの基本的な生活習慣の自立に関することや、遊びや玩具、遊具の使い方、子どもとの適切な関わり方などについて、一人一人の子どもや保護者の状況に応じて、具体的に助言したり、行動見本を実践的に提示したりすることなどが挙げられる。

また、子どもに対して、体罰や言葉の暴力など身体的・精神的苦痛を与えるような行為が不適切であり、してはならないものであることについても、丁寧に伝えることが必要である。

さらに、親子遊びや離乳食づくり、食育等に関する様々な育児講座や体験活動、給食の試食会など、保育所の特色、地域のニーズなどに合わせた取組を進めていくことが求められる。

こうした取組を進める上で、保護者が参加しやすい雰囲気づくりを心がけることが大切である。気軽に訪れ、相談することができる保育所が身近にあることは、家庭で子どもを育てていく上での安心感につながる。育児不安を和らげ、虐待の防止に資する役割が保育所にも求められていることを踏まえ、地域の子育て家庭を受け入れていくことが重要である。

地域の実情に応じた取組を通して、それぞれの地域が抱える子育ての課題や多様な保護者への理解を積み重ねていくことで、保育所は、更に地域の実態に即した子育て支援を行うことができるようになっていく。こうした経験を通じて得た地域の子育て家庭への理解を、各保育所の体制に応じて支援に生かしていくことが望まれる。

イ **地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。**

地域の実情に応じた子育て支援の一環として、一時預かりや休日保育などを実施するに当たっては、一人一人の子どもの家庭での生活と保育所における生活との連続性に配慮する必要がある。家庭での過ごし方などにより、生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、子どもが無理なく過ごすことができるよう、必要に応じて午睡の時間を設けたり、子どもがくつろぐことのできる場を設けたりするなど、一日の流れや環境を工夫することが大切である。

一時預かり等では、子どもは日頃の生活ではなじみのない大人や他の子どもと過ごしたり、その時々によって構成の異なる集団での生活を経験したりすることになる。そのため、家庭での様子などを踏まえ、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育することが求められる。

また、状況に応じて、保育所で行っている活動や行事に参加するなど、日常の保育と関連付けながら、柔軟な保育を行うことが大切である。

なお、こうした事業等を行う際に、保育中の怪我や事故の防止に十分配慮するとともに、事故発生時の対応や連絡方法等を明確にしておくことが必要である。

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

子ども・子育て支援法第59条において、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業として13の事業が示されている。各保育所においては、一時預かり事業や延長保育事業等の保育所が中心となって取り組むことが想定される事業と、乳児家庭全戸訪問事業等の主に他の組織で取り組むことが適当である事業について、認識を整理した上で、自治体と連携し、地域全体の状況を把握して必要な事業を実施することが大切である。地域の実情を踏まえて、また関係機関、関係者の状況などを視野に入れて、地域に応じた子育て支援を実施することが望まれる。

保育所が地域に開かれた子育て支援に関する活動をすることは、地域におけるより広い年代の子どもの健全育成にも有効である。小学校、中学校、高等学校が実施する乳幼児とのふれあい交流や保育体験に保育所が協力するなど、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められている。保育所の地域における子育て支援に関わる活動が、関係機関との連携や協働、子育て支援に関する地域の様々な人材の積極的な活用の下で展開されることで、子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上、親子をはじめとする様々な人間関係づくりに寄与し、地域社会の活性化へとつながっていくことが期待される。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てなどに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことも保育所の大切な役割である。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄になりがちな状況にあることも少なくない。保育所による地域の保護者等に対する子育て支援を通して、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知し、その解決に寄与することは重要である。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重大な役割を担っている。虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報の共有や関係機関等との連携及び協力を図っていくことが求められる。

(参考2) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について (平成15年12月9日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (抄)

(別紙3)

各科目の教授内容

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

(必修科目)

【保育の本質・目的に関する科目】

- 保育原理 (講義2単位)
- 教育原理 (講義2単位)
- 子ども家庭福祉 (講義2単位)
- 社会福祉 (講義2単位)
- 子ども家庭支援論 (講義2単位)
- 社会的養護Ⅰ (講義2単位)
- 保育者論 (講義2単位)

【保育の対象の理解に関する科目】

- 保育の心理学 (講義2単位)
- 子ども家庭支援の心理学 (講義2単位)
- 子どもの理解と援助 (演習1単位)
- 子どもの保健 (講義2単位)
- 子どもの食と栄養 (演習2単位)

【保育の内容・方法に関する科目】

- 保育の計画と評価 (講義2単位)
- 保育内容総論 (演習1単位)
- 保育内容演習 (演習5単位)
- 保育内容の理解と方法 (演習4単位)
- 乳児保育Ⅰ (講義2単位)
- 乳児保育Ⅱ (演習1単位)
- 子どもの健康と安全 (演習1単位)
- 障害児保育 (演習2単位)
- 社会的養護Ⅱ (演習1単位)
- 子育て支援 (演習1単位)

【保育実習】

- (略)
- 【総合演習】
- (略)

(選択必修科目)
(略)

別添1

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 子ども家庭支援論 (講義・2単位)

<目標>

1. 子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する。
2. 保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する。
3. 子育て支援に対する支援の体制について理解する。
4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する。

<内容>

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子ども家庭支援の意義と役割
(1) 子ども家庭支援の意義と必要性
(2) 子ども家庭支援の目的と機能2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本
(1) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
(2) 子どもの育ちの喜びの共有
(3) 保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する支援
(4) 保育士に求められる基本的態度 (受容的関わり・自己決定の尊重・秘密保持等)
(5) 家庭の状況に応じた支援
(6) 地域の資源の活用と自治体・関係機関等との連携・協力 | <ol style="list-style-type: none">3. 子育て家庭に対する支援の体制
(1) 子育て家庭の福祉を図るための社会資源
(2) 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進4. 多様な支援の展開と関係機関との連携
(1) 子ども家庭支援の内容と対象
(2) 保育所等を利用する子どもの家庭への支援
(3) 地域の子育て支援への支援
(4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援
(5) 子ども家庭支援に関する現状と課題 |
|---|---|

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 子ども家庭支援の心理学 (講義・2単位)

<目標>

1. 生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。
2. 家族・家庭の意義や機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達的な観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。
3. 子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解する。
4. 子どもの精神保健とその課題について理解する。

<内容>

1. 生涯発達
 - (1) 乳幼児期から学童期前期にかけての発達
 - (2) 学童期後期から青年期にかけての発達
 - (3) 成人期・老年期における発達
2. 家族・家庭の理解
 - (1) 家族・家庭の意義と機能
 - (2) 親子関係・家族関係の理解
 - (3) 子育ての経験と親としての育ち
3. 子育て家庭に関する現状と課題
 - (1) 子育てを取り巻く社会的状況
 - (2) ライフコースと仕事・子育て
 - (3) 多様な家庭とその理解
 - (4) 特別な配慮を要する家庭
4. 子どもの精神保健とその課題
 - (1) 子どもの生活・生育環境とその影響
 - (2) 子どもの心の健康に関わる問題

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 子育て支援 (演習・1単位)

<目標>

1. 保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援 (保育相談支援) について、その特性と展開を具体的に理解する。
2. 保育士の行う子育て支援について、様々な場や対象に即した支援の内容と方法及び技術を、実践事例等を通して具体的に理解する。

<内容>

1. 保育士の行う子育て支援の特性
 - (1) 子どもの保育とともに行う保護者の支援
 - (2) 日常的・継続的な関わりを通じた保護者との相互理解と信頼関係の形成
 - (3) 保護者や家庭の抱える支援のニーズへの気づきと多面的な理解
 - (4) 子ども・保護者が多様な他者と関わる機会や場の提供
2. 保育士の行う子育て支援の展開
 - (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
 - (2) 支援の計画と環境の構成
 - (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
 - (4) 職員間の連携・協働
 - (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働
3. 保育士の行う子育て支援とその実際 (内容・方法・技術)
 - (1) 保育所等における支援
 - (2) 地域の子育て家庭に対する支援
 - (3) 障害のある子ども及びその家庭に対する支援
 - (4) 特別な配慮を要する子ども及びその家庭に対する支援
 - (5) 子ども虐待の予防と対応
 - (6) 要保護児童等の家庭に対する支援
 - (7) 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭の理解